

# 災害時要援護者避難支援プラン

平成20年6月

新冠町

## 目 次

1. 目 的	1
2. 災害時要援護者避難支援プランの位置づけ	1
3. 対象となる災害時要援護者	1
4. 平常時の活動（事前対策）	2
(1) 要援護者情報の共有	2
(2) 要援護者の避難支援計画の具体化	3
(3) 要援護者の防災意識の醸成	4
(4) 情報伝達体制の整備	4
(5) 避難誘導體制の整備	5
(6) 社会福祉施設等における避難体制の整備	6
5. 災害発生時等の対応	6
(1) 災害発生時又は発生が見込まれる時の対応（発生当日）	6
(2) 災害発生後の対応（2、3日～約1か月）	7
(3) 応急対策終了後の対応（約1か月以降）	9
(4) 福祉救援ボランティア	10

### 参考資料

要援護者の特徴とニーズ等	資料 - 1
様式1：避難支援プラン・個別計画	資料 - 3
様式2：緊急連絡カード	資料 - 5
様式3：個人情報取扱いに係る確認書	資料 - 7
様式4：災害時要援護者予備台帳	資料 - 8

## 1. 目的

「災害時要援護者」は、災害情報の入手や自力での避難が困難なため、避難の遅れから大きな被害を受ける可能性が高く、災害時要援護者が円滑且つ迅速に避難するために、あらかじめ支援体制を整備しておくことが求められている。

このためには、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

この「災害時要援護者避難支援プラン」は、本町における災害時要援護者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにし、災害時要援護者の自助・地域の共助を基本とした地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

## 2. 災害時要援護者避難支援プランの位置づけ

災害時要援護者避難支援プランは、新冠町地域防災計画と連動し、災害時要援護者に対する具体的な支援活動を整理するものである。今後、地域防災計画の見直しに合わせて、随時検討を重ね、常に現状に即した内容を保持する。

## 3. 対象となる災害時要援護者

このプランの対象となる災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）は、災害時に必要な情報を迅速且つ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが特に困難な人々とする。

- ・ 介護保険における要介護・要支援認定者
- ・ 高齢者（一人暮らしや寝たきり等の65歳以上高齢者、認知症高齢者）
- ・ 身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、言語障がい者、肢体不自由者、内部障がい者）
- ・ 知的障がい者
- ・ 精神障がい者
- ・ その他援護を必要とする者（妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者）

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定にあたっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、災害危険区域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

※参考資料「要援護者の特徴とニーズ等」を参照

#### 4. 平常時の活動（事前対策）

##### （1）要援護者情報の共有

###### ① 要援護者情報の名簿作成

要援護者の避難誘導や安否確認など避難支援体制の整備を進めるには、要援護者に関する情報を収集した名簿を作成し、平常時から避難支援者が共有しておくことが不可欠である。現在は、表1に示す3つの方式が推奨されている。

また、町民福祉課では、高齢者の要介護度を含めた情報や身体障がい者についての情報を把握している。しかし、「個人情報の保護に関する法律」から、福祉目的で入手した個人情報を、本人の同意を得ずに避難支援等のために利用することは好ましくない。そのため、町の守秘義務の仕組みを構築したうえで、日常行っている高齢者や障がい者などへの保健福祉サービスや民生委員などによる相談活動、自治会などの地域活動を通じて説明を行い、要援護者の理解を得ること。

表1 要援護者の情報の収集・共有方式

a. 関係機関 共有方式	<p>新冠町個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自治会又は自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。</p> <p>なお、第三者へ情報提供する場合には、誓約書等の提出など要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保する仕組みに留意する。</p>
b. 手上げ方式	<p>要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していないものや障害等を有することを他人に知られたくないものも多く、十分に情報収集できない傾向にある。</p>
c. 同意方式	<p>防災関係部局、福祉関係部局、自治会又は自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式。</p> <p>要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的且つ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組み合わせを積極的に活用することが望ましい。</p>

参考：災害時要援護者の避難支援ガイドライン（H18.3）内閣府（災害時要援護者の避難対策に関する検討会）

## ② 要援護者情報の更新・管理

町は福祉関係者と連携し、定期的に登録情報の更新を行う。一方、要援護者情報は、防犯やプライバシー保護の問題が絡むことから、情報が漏洩しないよう、情報の保管方式について十分注意を払うこと。

## (2) 要援護者の避難支援計画の具体化

### ① 避難支援プラン（個別計画）の作成

避難支援プランは、地域の実情に応じた全体的な支援体制及び要援護者一人ひとりに対する避難支援者、避難所、避難方法等の個別計画（様式1「避難支援プラン・個別計画」）で構成する。

個別計画の作成に当たり、町は自治会又は自主防災組織（以下、「自治会等」という。）など実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報を共有した上で、これら関係者が中心となって、要援護者本人の参加のもと避難支援者、避難場所、避難方法等について具体的に話し合いながら作成する。

作成した個別計画については、要援護者本人とともに、避難支援者、要援護者本人が同意したもの（自治会等や消防団員・警察等の救援機関）に配布する。

### ② 避難支援者の選出

町は、要援護者の所在する自治会等、福祉関係者と連携の上、要援護者個々に対応する避難支援者を明確化する。避難支援者の選出にあたっては、要援護者本人の意向を尊重した上で、原則的に自治会等、福祉関係者、ボランティアなどの構成員から複数名選出する。

また、要援護者に対して、支援活動は避難支援者の任意の協力により行われることや災害時の不在、支援者自身の被災などから支援を受けることが困難な場合があるため、要援護者自身の自助が必要不可欠であることを十分に周知する。

### ③ 共助体制の整備

要援護者の避難を迅速且つ適切に行うには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であり、日常的な見守りや声かけを行うなど、地域における活動の中からコミュニティを高めるとともに、地域の中で支援活動に資する人材を育成し、支援者の確保に努める。

さらに、室内の家具固定などが自力でできない要援護者に対して、家具の点検、固定を支援するなど互助意識を育み、地域住民同士の共助体制を整備する。

### ④ 社会福祉施設との連携

災害時において、社会福祉施設と地域住民が連携し、要援護者の避難支援ができるよう、防災訓練等を通じて平常時から連携を図り、相互援助の体制を構築する。

#### ⑤ 医療機関との連絡体制

要援護者の中には、被災時においても継続した医療サービスが必要となることが想定され、町はそれらの人たちの状況についても十分把握しておくとともに、緊急時における医療機関との連絡体制について、あらかじめ整備する。

### (3) 要援護者の防災意識の醸成

#### ① 災害に備えた事前広報の充実

災害に備え、地域にどのような危険があり、自らの命を守り（自助）、地域で助け合う（共助）にはどうすれば良いのかなど、要援護者及び支援する側の双方が知っておく必要がある。そのため、次のような災害についての基本的な知識や地図等を平常時から広報すること。

- a. 災害の知識、災害時の防災行動、災害への備え
- b. 洪水・土砂災害・地震・津波ハザードマップ
- c. 防災マップ、避難所マップ（地震時、風水害時）

なお、広報にあたっては、視覚障がい者や日本語を解さない外国人にも配慮し、障害者団体や福祉関係者、事業所の通訳等を介し、周知に努める。

#### ② 要援護者を含めた防災訓練

避難支援者は、要援護者に対する支援を的確に行うため、防災訓練が行われるときは要援護者とともに行動し、避難場所までの誘導等における留意点等を確認する。また、車椅子による移動が必要な場合は、避難場所までの間に通れない場所がないのかも確認する。実地による防災訓練の例は次のとおり。

- a. 要援護者が参加した消火訓練
- b. 車椅子や担架等を使っての避難訓練（津波、火災、水害等の災害別に想定）
- c. 視聴覚障がい者、外国人などへの通報訓練等

### (4) 情報伝達体制の整備

#### ① 要援護者への情報伝達

視聴覚障がい者や日本語を解さない外国人等の要援護者には情報が伝わりにくい。そのため、日ごろからあらゆる場面を想定した伝達方法について検討するとともに、消防等の関係機関と連携した情報伝達体制を確立する。

#### ② 社会福祉施設相互の連絡体制

要援護者が入所、入院する社会福祉施設や医療機関などにおいては、施設が大きな被害に遭った場合に、地域における応援のみでは対応できないことが想定される。このため、他の社会福祉施設などからの職員派遣や、被害を受けた施設入所者の一次受け入れ、あるいは、避難所に避難した要援護者を受け入れる場合に備え、施設相互の緊急時における連絡体制を整備する。

## (5) 避難誘導體制の整備

### ① 福祉避難所の指定及び周知

高齢者等の要援護者は、災害時のケガやストレスにより体調管理が不安定なため、健康相談やこころのケアなど必要な生活支援が受けられる「福祉避難所」に避難（移動）することとなる。このため、町は施設の管理者と協議のうえ、町有施設や社会福祉施設などをあらかじめ福祉避難所として指定し、要援護者や地域住民への周知を徹底する。

なお、福祉避難所は、要援護者の利用に配慮してバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適した施設を指定することとし、それ以外の施設を福祉避難所にする場合は、障がい者用トイレの設置や出入り口等の段差の解消、簡易ベッドの確保などの配慮をすること。

また、避難所には、要援護者が避難生活を送るために必要な次のようなものを備えておくとともに、要援護者に対する円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意すること。

- a. トイレ、車椅子、簡易ベッド、ラジオ、文字放送対応テレビ、筆談用の紙及び筆記用具、ファクシミリ等の障がい者・高齢者用備品
- b. ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

### ② 要援護者の避難誘導

地域住民は、避難所の場所や避難経路を日常の地域活動の中で確認するとともに、近隣に要援護者がいる場合は、災害が発生した際に要援護者をどのように避難誘導するか、それぞれの地域における避難訓練などの活動を通じて平常時から認識しておくこと。

また、町は、あらかじめ指定した避難所に避難しているかどうかの確認が迅速にできるよう、避難が予定されている人たちの名簿を用意しておくとともに、避難していない場合の安否確認の方法についても併せて検討しておくものとする。

なお、自力で避難できない要援護者に対して、支援を求めることができる非常時の連絡先を周知しておく。

### ③ 関係団体等との協力関係の構築

災害時には、警察、消防、保健所等の行政機関や、自治会等の住民組織、民生委員、児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等の各相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、障がい者団体等の福祉関係者・関係団体と協力して要援護者の支援を行うこととなる。

このため、日ごろから、これらの団体等との連携を図り、災害時における協力体制を確立する。

### ④ 冬季における災害対策

要援護者にとって、日常の生活においても自力で除排雪することが困難であるため、積雪時には思うように避難ができなくなることが十分に考えられる。

このため、高齢者などの一人暮らしや障がい者などの世帯には、地域住民やボランティアの協力などによる除排雪を支援する体制を推進し、さらに避難誘導がスムーズに行えるよう地域での役割を明確にしておくこと。

また、避難所においてもあらかじめ毛布や暖房器具などを備えておくなど、避難所での生活に支障がないようにしておく。

## (6) 社会福祉施設等における避難体制の整備

### ① 社会福祉施設等の対応

社会福祉施設等には、多くの要援護者が入所・利用していることから、日ごろの避難訓練は特に重要である。また、災害時における入所者や利用者の避難誘導にかかわる職員の役割分担など、万が一に備えた体制整備も必要である。さらに、普段は住宅で生活している人たちを災害時に受け入れなければならない事態も予想されるため、あらかじめ体制を整備する。

### ② 連携体制の整備

災害に備え、社会福祉施設等は、災害時における物資や職員の相互応援や協力ができるよう、近隣の施設同士、あるいは広域の施設間で、あらかじめ連携体制を整備する。

災害時には、被害が小さい場合は要援護者の受け入れを行い、逆に被害が大きい場合は町等の調整により他の施設への受け入れを依頼するほか、職員の応援派遣を行うなど迅速な対応に努める。

一方、町においても、社会福祉施設などの入所について、より広域的な対応が必要な場合には、道や社会福祉協議会などの関係団体と協力・連携し、要援護者を早期に受け入れ可能な施設への移送等を行う。

## 5. 災害発生時等の対応

### (1) 災害発生時又は発生が見込まれる時の対応（発生当日）

要援護者の支援は、要援護者の近くにいる家族や避難支援者、地域ネットワークによって対処することになる。また、町や福祉関係機関は、避難所や福祉避難所の開設、受け入れ準備、要援護者への情報伝達、安否確認等を開始する。

#### ① 情報の伝達

避難準備情報等は町から各自治会等を通じ、要援護者及び避難支援者等へ直接伝達する。要援護者には情報が伝達されにくいことを配慮し、災害発生時又は発生が見込まれる時には次のような情報伝達手段を検討していく。

- ・ 視覚障がい者：防災行政無線、電話等音声ガイダンス等
- ・ 聴覚障がい者：携帯メール、ファクシミリ等
- ・ 外国人：多言語での情報伝達、わかりやすい日本語等

また、緊急の場合や適切な情報伝達手段がとれない場合は、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることを考慮する。



## ② 要援護者の避難誘導と安否確認

災害が発生した場合、避難支援者は、自力で避難することができない要援護者を支援・誘導し、あらかじめ指定されている避難所へ避難させる。また、民生委員や福祉関係者等の協力により、あらかじめ把握している要援護者情報をもとに、避難できないまま自宅にとどまっている人がいないか、安否の確認を早急に行うこととする。また、援護を要する場合には、早急に保健・医療・福祉サービスの提供ができるよう関係機関等に連絡する。

## ③ 避難所の開設

### ア 避難所内の要援護者の把握

避難所の管理責任者（町職員）は、各避難所における要援護者を早急に把握し、次の内容のリストを作成して必要な措置を実施する。

a. 必要となる介護、介護要員の種別・規模

b. 車椅子・つえ等介護用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

なお、避難所には要介護者や障がいのある人たちが混在して避難することが多く、避難所の開設初期段階の混乱時には、障がいが判別しにくいことなどから、要援護者が紛れてしまうことがある。そのため、避難所内の巡回や、巡回が不可能なときは自己申告や観察によって要援護者を把握し、避難所内に区画した避難室を設けて収容するなど、適切な対応が取れるように努める。

### イ 保健・医療・福祉サービスの早期提供

要援護者について、保健・医療・福祉面でのニーズを十分に把握し、これまで受けていたサービスを継続して受けられるよう、また、新たなニーズに対しても早急にサービスの提供ができるよう、関係機関に連絡・調整するなどの迅速な対応を行う。

### ウ 避難所の生活環境への配慮

冬季は暖房器具等の措置が必要になる。また、集団生活のため抵抗力が弱い高齢者等は感染症にかかりやすく、衛生面には特に留意するとともに、トイレが遠い場合や、児童用トイレで洋式トイレがない場合など生活環境への配慮を行う。

## (2) 災害発生後の対応（2、3日～約1か月）

災害発生後2、3日経過すると、町や関係機関などの組織的な応急救助の実施が可能となり、避難者支援などの本格的な応急救助活動が開始される。また、避難所の運営においても一定程度の落ち着きが生まれ、基本的なルールが確立してくるため、ボランティアなどの協力を得て、様々なサービスの提供を実施する。

## ① 避難所の運営

### ア 避難所内における情報伝達体制

要援護者に対する情報提供には十分に留意し、食料などの提供を受けられないことがないように配慮する必要がある。また、町のみでは対応が困難である場合には、福祉関係団体、ボランティアなどの協力を得ながらサービス提供の体制を確保する。

### イ 避難所における要援護者対応窓口の設置

一般の被災者窓口とは別に、要援護者の要望を把握するため、自治会等や福祉関係者、ボランティアの協力を得て、要援護者用相談窓口を設置することが必要になるが、その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮を行う。

### ウ 福祉避難所の設置

災害発生直後は、要援護者が一般の避難所に緊急的に避難することはやむを得ないが、できるだけ速やかに保健・医療・福祉サービスが受けられる福祉避難所や社会福祉施設などへの移動を勧める。ただし、施設等での介護サービスには許容限度があり、入所者が再移動することもあるが、その場合には環境及びサービス内容の変化による影響にも配慮する。

また、福祉避難所への移動を勧めても、家族単位での生活を希望する場合には、小学校等の空き教室を家族単位の2次避難所とするなどの配慮を行う。

## ② 応急仮設住宅の設置・入居の決定

### ア 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置にあたっては、高齢者や障がい者などの要援護者が入居することを想定し、浴室やトイレへの手すりの設置や入り口の段差解消（スロープの設置など）に配慮する。

### イ 応急仮設住宅の入居募集及び決定

応急仮設住宅の入居募集にあたって、要援護者に対する周知については、その情報伝達方法に留意する。

また、応急仮設住宅の入居の決定にあたっては、避難所での長期的な生活が困難な高齢者や障がい者などの入居を優先する。この場合、高齢者などが集中する応急仮設住宅では、その後の生活支援などに地域住民の協力が得られにくい状況が生じるおそれがあるため、十分な注意すること。

## ③ 福祉サービスの提供

### ア 在宅の要援護者への支援

災害時は平常時と異なり、在宅の要援護者に対するサービス提供の内容や頻度に一定の制約が生じることが予想されることから、町は要援護者の状態に配

慮し、病院や社会福祉施設への一次的な入所についても検討する。

また、地域の民生委員や福祉関係団体との連携を確保し、必要とする物資や求めているサービスなどニーズの把握、供給に努める。

さらに、電気や水道、ガスが停止状態の場合には、水汲みの手伝いや近隣での共同炊事、配食サービスなどを実施する。

#### イ ボランティアの活用

要援護者に対する福祉救援活動については、ボランティアが持っている技術・経験などについて十分に把握した上で、それぞれに見合った活動内容を設定し、町や社会福祉協議会の責任のもとの確な連絡・調整（コーディネート）を行うなど、ボランティア活動が円滑に行われる体制づくりに配慮する。

### (3) 応急対策終了後の対応（約1か月以降）

災害の規模にもよるが、応急対策終了後には、被災者の生活再建に向けた本格的な取り組みが始まる。しかし、高齢者や障がい者などの要援護者は、一般の被災住民以上にその生活再建において困難が予想され、平常時以上の支援が必要になるため、要援護者のニーズの把握をきめ細かに行き、各種福祉制度の活用を図るなど、支援の充実に努める。

#### ① 心のケアの実施

住宅の再建等、被災からの復旧は、高齢者のみの世帯等では経済的な面などから不可能な場合が生じる。復旧の遅れから、心理面・体調面に変調をきたすことも想定され、避難所毎に要援護者向けの生活相談窓口や心のケア相談窓口を設置する。

なお、町で対応が困難な場合は、道に対し、巡回相談や相談窓口設置等による支援を要請する。

#### ② 福祉関連施設の早期復旧・復興

福祉関連施設の中には、建物が被災し、復旧・復興に時間がかかる場合がある。特別養護老人ホーム、老人保健施設やグループホーム等の施設入所者などの生活リズムを維持し、精神的な安定を図るために、それらの施設の早期復旧・復興を図る。

#### ③ 応急仮設住宅への対応

##### ア コミュニティ形成への配慮

応急仮設住宅での生活が長期に及ぶことが見込まれる場合には、町は応急仮設住宅におけるコミュニティの視点から、要援護者のみが集中することのないように配慮する。

##### イ 保健・医療・福祉サービスの提供

応急仮設住宅の設置後は、保健師による巡回健康相談や訪問指導、社会福祉施設などの職員で構成する介護支援チームの派遣、社会福祉協議会による入浴介助サービスなど、地域において活用可能な社会資源の状況などを踏まえ、適切に対応する。

#### (4) 福祉救援ボランティア

災害時において、要援護者に対する安否確認活動や生活支援のための活動など福祉分野のボランティア活動は、大きな役割を担うことが期待される。

また、大規模な災害により町等の行政機能が十分に発揮できない場合には、ボランティアの迅速且つきめ細かな活動は被災者に対して勇気と希望を与え、心のより所になるものと考えられるので、町は、ボランティアの受入体制や活動体制について、新冠町地域防災計画に基づき、十分な対応を行う。

## 參考資料

要介護者の特徴及びニーズ等

区分		特徴	災害時のニーズ	必要な器具・物資
高齢者	ひとり暮らし高齢者等	・基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	・迅速な情報伝達 ・避難誘導 ・安否確認 ・状況把握 等	《体の不自由な高齢者》 ・杖、歩行器、車椅子 ・バリアフリーの避難所、トイレ ・避難用のひも、ロープ、担架等
	(寝たきり)要介護高齢者	・食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	・安否確認 ・生活状況の確認 ・避難の際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具等が必要	《要介護度の高い高齢者》 ・紙おむつなどの介護用品、衛生用品、毛布、ポータブルトイレ ・嚥下しやすく暖かい食事 ・避難用のひも、ロープ、担架等
	認知症高齢者	・記憶が抜け落ち、幻覚症状、徘徊等、自分の考えを伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	・安否確認 ・状況把握 ・避難誘導 等	・自宅住所や連絡先の書かれた身分証等
身体障がい者	視覚障がい者	・視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他人がとっている応急対策等が分からない場合が多い。	・音声による情報伝達や状況説明 ・避難誘導等の援助	・白杖 ・点字器 ・ラジオ ・携帯電話
	聴覚障がい者	・音声による避難・誘導の指示が認識できない。	・補聴器の使用 ・手話、文字、絵図等を活用した情報伝達、状況説明	・補聴器、補聴器用電池 ・筆談用メモ用紙、筆記用具 ・笛、ブザー、携帯電話、ファックス
	言語障がい者	・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である	・手話、筆談等による状況把握	・筆談用メモ用紙、筆記用具
	肢体不自由者	・体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	・歩行補助 ・車椅子等の歩行器具	・杖、歩行器、車椅子 ・バリアフリーの避難所、トイレ ・避難用のひも、ロープ、担架等
	内部障がい者	・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	・継続治療 ・透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船等での移動手段の手配 ・避難所に酸素ポンプを持ち込めない等の問題がある	・日頃服用している薬剤や使用している装具 ・かかりつけ医療機関、装具販売店の連絡先などのメモ

区分	特徴	災害時のニーズ	必要な器具・物資
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な同様が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。</li> <li>・施設、作業所等に通所している場合が他の障がい者より高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所への誘導、生活行動の支援</li> <li>・通所していた施設・作業所等の復旧を早目、被災前の生活に一刻も早く戻す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅住所や連絡先の書かれた身分証等</li> <li>・携帯電話</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方は自分で判断し、行動できる。</li> <li>・適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な治療と服薬を継続することで、症状をコントロール</li> <li>・自ら薬の種類を把握</li> <li>・医療機関による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とする薬剤等</li> <li>・自宅住所や連絡先の書かれた身分証等</li> </ul>
乳幼児・児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が低いほど、養護が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な避難誘導</li> <li>・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合は、保育所等への緊急入所等が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ、粉ミルク、ミネラルウォーター</li> <li>・衛生用品</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場合によっては、車椅子や車での移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子等（場合によって）</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語で情報を受けたり伝達することが十分にできない人も多く、特に災害時の用語等が理解できないことが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語による情報提供</li> <li>・母国語による情報提供や相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード</li> <li>・多言語辞書等</li> </ul>
旅行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の地理に疎く、避難場所や避難経路を把握していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導</li> <li>・家族との連絡</li> </ul>	

様式1 避難支援プラン・個別計画

平成 年 月 日

新冠町長様

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度の登録を希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を町が自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治会名		民生委員		TEL FAX	
災害時要援護者	要介護等・一人暮らし高齢者・障がい者・その他（ ）				
住所				TEL FAX	- -
氏名	印 (男・女)			生年 月日	M T S H
携帯電話			携帯FAX		
《緊急時の家族等の連絡先》					
氏名		続柄	住所	TEL	
家族構成・同居状況等			住居建物の構造		
			普段いる部屋		
			寝室の位置		
特記事項（緊急連絡カードの保存場所など）					
緊急通報システム		あり・なし			

《避難支援者》					
氏名		続柄	住所	TEL	



避難勧告等の伝達者・問合せ先

避難時の留意事項（移動に要する器具、持ち出すべきもの等）

避難所（避難所、避難経路等の注意事項等）

避難所での支援者班（自治会等）

様式2：緊急連絡カード

<表面>

緊急連絡カード				
ふりがな 氏名		男 女	(生年月日) 年 月 日生	
住所				
電話・FAX		血液型	A・B・O・AB	
医療保険	1 健保 2 国保 3 共済 4 その他( )			
障害者手帳	1 身障手帳(種 級) 2 養育手帳(区分 ) 3 精神障害者保健福祉手帳( 級) 4 手帳なし			
緊急時の 連絡先  ①	氏名(ふりがな)		関係	
	住所			
	電話・FAX			
②	氏名(ふりがな)		関係	
	住所			
	電話・FAX			
備考				

<裏面>

所属団体（障がい者団体・ボランティア団体など）や日頃の通所場所など	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
かかりつけの医療機関など	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
	担 当 医	
治療中の疾患や治療内容など		
使用薬・用量・服用上の注意		
補装具・医療的ケアに必要な器具	器 具 名	
	メーカー名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
必要とする援助		

様式3

平成 年 月 日

## 個人情報取扱いに係る確認書

新冠町長 小 竹 國 昭 様

団体名  
代表者名

⑩

災害時要援護者名簿について、新冠町個人情報保護条例第4条及び第5条の規程に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、適正且つ慎重に取り扱います。

様式4

## 災 害 時 要 援 護 者 予 備 台 帳

自治会名	自治会	(平成 年 月 日現在)					
番号	氏名	住所	年齢	性別	電話番号	要援護者区分	備考
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					
		新冠町字					